

第十三回 参議院法務委員会會議録第十八号

昭和二十七年四月一日(火曜日)午前十一時四十六分開会

出席者は左の通り。

委員長 小野 義夫君
理事 宮城タマヨ君
伊藤 修君

委員

加藤 武徳君
左藤 義詮君
白波瀬米吉君
長谷山行毅君
岡部 常君
江田 三郎君
齋 武雄君
一松 定吉君
羽仁 五郎君

国務大臣

法務総裁 木村篤太郎君

政府委員

法務政務次官 龍野善一郎君
法務府法制意 林 修三君
見第二局長 清原 邦一君
法務府検務局長 岡原 昌男君
法務府矯正 古橋浦四郎君
法務府局長 保護局長

事務局側

常任委員会専門員 長谷川 宏君
常任委員会専門員 西村 高兄君

○小委員の補欠選任の件
○ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件の廃止に関する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(小野義夫君) それでは只今より委員会を開きます。

本日は先ず小委員の追加選定についてお諮りいたします。先般三委員会の委員となられました加藤武徳君より、司法制度に関する小委員、新刑事訴訟法運用に関する小委員、戦争犯罪人の法的処置に関する小委員の三つの小委員に加わりたい旨申出がございました。つきましては加藤君をこれら小委員に追加選定することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小野義夫君) 御異議がないと認めまして、さよう決定いたします。

○委員長(小野義夫君) 次にボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件の廃止に関する法律案を議題に供します。本案につきましては、昨日の委員会におきまして、質疑は終局いたしましたものと決定いたしておりますので、本日は直ちに討論に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小野義夫君) 御異議がないと認めます。これより討論に入ります。御意見のおありのかたは、賛否を明らかにしてお述べを願います。

○伊藤修君 本案に對しましては、質疑応答の際、本員の意見は大体述べてあるはずであります。要約いたします。ここで一言申し上げておきたいと思ふのであります。問題は、いわゆる我々の多年希望しておつたところの議

和條約が成立いたしましたして、近き日に

において日本が独立国家として世界生活の一步を踏み出さんとしておる。こうした國民の多年希望しておつたいわゆる希望ある日を迎へんとするに際しまして、いわゆる日本管理のために、ボツダム宣言に基づくところのいわゆる政令五百四十二号に基いて、占領治下において日本管理の方式として発せられたところの百四十四に亘るところの各種命令というものが、当然これはその効力を失ふべきことが、法的に我々には考えられると思ふのであります。或いはその点に對しまして、学說的には、基本法は勿論効力を失うが、併しその基本法に基いて発せられたところの各種の命令は、それ自体において独立してその効力を有するといふような説はありますが、併しながらこの独立して効力を発すると否にかかわらず、私はあえてその点をここで明確にしようとも考えませんが、それと否にかかわらず、少くとも占領方式遂行のために発せられたところの各種命令というものは、我々は所謂した独立の日を迎へるに際しましては、この際一切除去されまして、若しその間に必要の法規があるといふいたしますれば、改めてこれを日本國民の名において立法し、日本國法として発せらるべき筋合のものであると思ふのであります。殊にこれらの各種の命令に對しましては、事前において國民はあらずかり知らないであります。今回これに對しますところの処置として、この命

令をそのまま引繼いで日本國內法としての手当をなさるものが十九件、その一部を改定いたしました國內法として手当なさるものが二十一件に上り、廃止されるものが七十二件、そうしてまだ未処理のものが三十二件、そのうち二件は大勢によつて再び国会の審議を煩わすということになつておるようでありまして、残る三十件のうち十五件は廃止し、十五件は新らしく立法して御提案になるという御構想を伺つておる。かようなあり方に對しまして、少くとも本法の第二項によつて百八日間というものは、いわゆる占領治下において必要とせられたところの法規がそのまま國民の日常生活の規律として残るということは、我々として好ましくないと思ふのです。これに對しまして、政府当局にいたしましては、勿々の折であつて、これに對するところの手当をそれまでに成し遂げ得ないという事情を我々は勘案しなくてはならぬと思ふのですが、少くとも國民の感情の上からいたしましては、こうした占領治下の法規というものをそのまま受けて立つて、日常生活を営まなくちやならぬといふ方に對しましては、私は納得の行かないものがあり得ると思ふ。かような意味合いにおきまして、本法に對しましては、我々の党派の者といひましたしては、衆議院において反對いたしましたおき、併し政府の各種の御説明をお伺いたしましたすれば、事情止むを得ないものもあり得ると思ふ。併しながらそ

した残されたところの感情というものは、將來の日本のあり方として、旧連合國との國際關係においても相當に禍根を残すものではないかと思はれる。かういふような意味からいたしまして、政府においては速かに残されたところの各種必要法規につきましては、それ〴〵手当をなさるべきことを私はこの際強く要望しておきたいと思ふのです。かような意味合いにおきまして、本法に對しましては、私はこうした希望條件を附しておきたいと思ふのです。日本國管理のためボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基いて発せられた命令は一切廃止すべきものであつて、これを本法のような形によつて残存せしめることは、独立國家となる日本國民に對して依然として連合國最高司令官の命令の下に規律される感を抱かせるもので、國民感情の上において好ましくない。よつて政府は、速かにこれら一切の諸命令を改定し、国会の審議を求めべきことを希望する。

以上申し上げましたような希望條件を附して、本案に對しまして賛成するものであります。

○委員長(小野義夫君) 委員長として伊藤委員に申し上げますが、今のお言葉、大体さういふ御希望條件を入れて一同に諮ることは結構であります。多少字句の点は、或いはその本旨を損わん範圍において、私が本會議に報告する場合における字句はお任せ頂けるでしょうか、どうでしょうか。

○伊藤修君 その本旨を失わなければよろしいです。

○委員長(小野義夫君) それではもういふことに……他に御発言は……。

○羽仁五郎君 私は本案に反対をするものであります。従いまして、只今の希望條件が附けられましたのに対しては、反対せざるを得ないことを基に遺憾に思ふのであります。反対の理由を申し上げますが、その反対の理由につきましても、昨日までの質疑応答の際に、その論議につきましてもすでに詳細申し上げましたので、本日はその結論だけを述べさせていただきます。

反対の第一の理由は、現在日本が曾て経験したことのない占領という状況を得るのか、或いは何らかの意味において占領の継続という事実上の状況の下に置かれるのかという重大な問題に關係しているからであります。この点につきまして、質疑応答の際に、政府は、占領は終結し、完全に独立するのだというふうに言われましたけれども、この本法律案の内容は、事実上においてその政府の言明と反対の事実を示しておるのであります。これは繰返して、政府は、或いは現在の事態の重大さを十分に把握しておられないのではないか、その結果生じて来るさまざまな紛擾というものを、いわゆる法律と権力によつて押えることができるというふうな、非民主主義的なお考えの上に立脚しておられるのではないかと、これらの疑いを我々は拂拭することができないのであります。政府はこの際、何故に堂々たる態度をとつて、占領は終結し、完全なる独立を今実現するの

だということを事実において示されないのか、了解に苦しみます。

第二の反対の論議は、政府は主権在民の原則を積極的に發揮する誠意があるのか、それともそれを事実上においていつの間にか抹殺してしまおうとするのか、この点についての重大な疑いがあるからであります。この点につきましても、政府は主権在民の原則を積極的に發揮するといふようなお答えになつておられませんが、併し事実上においてこの法律案はそれとは全く反対の事実を我々の前に表しておるのであります。

従つて私の反対する理由の第三点は、何故に政府は国会の審議を丁寧にしないのか。御承知のごとく、このボツダム宣言の受諾に伴い発する命令につきましては、当時占領政治下にあつた占領軍司令官の表明した意思というものを何らかの批判を許さず、そのままに受け入れることを企圖して、努めて態度を慎重にして、占領軍司令官の表明した意思には、理論上又政治上、多々批判すべき点があつたにもかかわらず、慎重な態度を以てこれを表明しなかつたのであります。従つて今日となつて、これらのボツダム宣言の受諾に伴い発する命令について、何らかの日本の国民を代表する批判が表明されないままに、それが命令となつていくものがあります。その最大のもは言うまでもなく警察予備隊令であります。警察予備隊令については、当時国会はこの問題について十分の審議を盡すべく用意しておつたのであります。政府はこれをボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關係した政令

としてこれを発行し、従つてその予算についての審議が全く行われなかつたことは、各委員の十分に御承知の通りであります。当時各委員も必ずや警察予備隊という重大な問題が、一片の政令によつて決定されて出たというところについては、将来禍根を残すということは十分に認識しておられたらうと思ふ。さればこそ、現在政府も、又国会も、国民の前に、決して良心を持つて、白日の下に恥じないという態度をとることができない甚だ遺憾な境遇、苦境に立たされておるのであります。

国内及び国際の世論が指摘しておるうちに、吉田首相も、そして又国会も、これらの問題について言葉の上で事態をごまかしておるといふ印象を拂拭することができないことは、特に空前の事実である占領が終つて、我々が独立の第一歩、こうした第一歩を持つて出発するといふことが、国民に果して希望を與えるか、明らかな刺戟を與えるか、それともその反対に、何か割切切か厭なものといふものを持つて出たかといふ点で、実に重大な点があると思ひます。勿論警察予備隊令はその後に改正等に関して、国会の審議を求め、又得られておるといふようなこともあるかも知れませんが、併しその第一歩が、その出發が何らかの批判を許さない占領軍司令官の表明した意思というものによつて、我が日本国憲法が、日本国の将来の幸福を保障する趣旨に出る主権在民の原則というものを全く無視して成立しておるものであります。従つて、私の反対する第四の論議は、何故に政府は深く、ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令

は占領の終結と同時に直ちに自動的に無効となるということを確認し、そして必要に応じて潔く新しい立法法を以て国会に呈まれ、そして国会における自由なる審議を丁寧にすること、趣旨を以て、国民に向つて再び主権在民の貴重なる原則の、積極的確信を與え、又国際的には、日本が重大なる決意を持つて独立によつて国際的任務を果そうとするその態度を明らかにされないのか、その政府の態度は全く了解に苦しむからであります。私が昨日、或いは従来、今日に至るまでの質疑応答、又各位の質疑応答に対して政府の答へられておるところを一言にして要約すれば、第五に、政府は要するに、いわゆる官僚主義的な便宜という

ことを以て、この日本が今如何なるあり方において独立するか、日本の主権在民の趣旨を如何なる形において積極的に發揮して行くか、国会の審議を常に丁寧にして行かなければならぬといふようなことという重大な問題よりも、全く便宜的な見地から本法律案を提案しておられる。この態度に賛成することが飽くまでもできないことを、ここに表明せざるを得ないのであります。以上五つの理由に基いて、私は本法律案に反対をするものであります。

○江田三郎君 私はこれに全面的に反対するものであります。反対の理由は、先ほど羽仁委員のほうからいろいろ述べられておりますが、私もまあ大体それと同じことでありまして、伊藤委員のほうから條件附の賛成といふようなことがあり、又それに対して、自由党のほうでは同じような見解を以て表明されたように思ふのであります。が、そういうような條件を本當に考えれば、やはりきつぱりとボツダム諸政令はここの全廃いたしまして、改めて日本政府の責任において立法措置を講ずることが当然でありまして、この点は伊藤委員の所屬されます党におきましても、衆議院において反対しておられるといふことは、筋が立つておられるように思ふのであります。全く政府與党の自由党の方々でも、そういう希望意見といふものを考慮しなければならぬといふことは、もはやしつかりと割切つて行けば、これはもう全面的に全廃いたしまして、改めて日

ありましたように、私たちは従来のお勧めに基づき政令等が形式上は暫定的に從來のままで残存されたいとして、そのことが占領行政が継続しておるといふ印象を国民が受けるというふうには必ずしも考えないものであります。併し只今伊藤委員の御発言のごとき虚れが若しありたいとしますれば、これはその点をばつくりして、伊藤委員の御希望の御意見も一理あるところでございますので、その点政府におかれましては、伊藤委員の御希望のごとき善処せられんことを我々も希望するのであります。我々は本法律案に對しては、全面的に賛成をいたすのであります。

本政府の責任で新立法措置を講ずるのが当然でありまして、反対いたしません。

○委員長(小野義夫君) 他に御意見はございませんか。別に御発言もなければ、討論は終結したものと認めて差支えありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小野義夫君) 御異議ないと認めます。

よつて本案の採決をいたします。本案を原案通り可決することに賛成の諸君の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(小野義夫君) 多数と認めます。よつて本案は多数を以て可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対する報告書の内容は、本会議における委員長報告の内容は、例によつて委員長に御一任願います。御賛成の諸君の御署名を願います。

多数意見者署名

- | | | |
|-----|----|-------|
| 齋 | 武雄 | 宮城タマヨ |
| 岡部 | 常 | 一松 定吉 |
| 白波瀬 | 米吉 | 左藤 義詮 |
| 長谷山 | 行教 | 加藤 武徳 |
| 伊藤 | 修 | |

○委員長(小野義夫君) 本日はこれにて閉会いたします。

午後零時八分散会

昭和二十七年四月七日印刷

昭和二十七年四月八日発行

参議院事務局

印刷者 印刷 庁